

<b>Title</b>	吉野作造の初期政治思想：政党内閣尚早論を中心に
<b>Author(s)</b>	吉田, 博司
<b>Citation</b>	キリスト教と諸学：論集, Volume25, 2010.3：140-151
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3256">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3256</a>
<b>Rights</b>	



聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

## 吉野作造の初期政治思想

——政党内閣尚早論を中心に——

吉 田 博 司

はじめに

大正デモクラシー期のオピニオンリーダー吉野作造（一八七八—一九三三）については、かつて本誌上において「平和文化の使者」として紹介した。<sup>①</sup>ここでは吉野の鼓吹した議会制民主主義と国際的民主主義の近代日本精神史上の意義を「平和文化」という視点で再評価した。

大正デモクラシー期の吉野は、政党内閣の確立と普選の実現を訴えている。その理論的支持を与えたのが「民本主義」であった。民本主義は、主権の所在（天皇主権）と主権の運用（国民の意嚮による国利民福の実現）を裁断することによって、明治憲法体制下における議会制民主主義の正当性を擁護したのである。

ところが、初期（欧米留学以前）の吉野は、政党内閣や普選の当面の実現には否定的見解を抱いていた。<sup>②</sup>この小稿は、その歴史的背景を探るとともに、初期と大正デモクラシー期の思想的連続性も確認し、吉野政治思想の課題とも言うべきものについて指摘を試みるものである。

初期吉野は、本郷教会の熱心な会員として、海老名弾正の主宰する教会誌『新人』（明治三十三年七月十日創刊）の編輯を手伝い、自ら多くの政論をそこに寄せた。『新人』は文芸、時事、政論等にわたる綜合雜誌的性格を有していた。<sup>3</sup> 狭義の宗教的ミッシヨンを超えた社会的ミッシヨンが、この時期の教会の精神風土の特色であった。『新人』での吉野の主張は、その一斑をうかがい知る手立てともなりえよう。この小稿の資料は『新人』掲載の政論が主たるものである。

## 一 立憲制への国家主義的評価

まず、日露開戦前年、明治三十六年一月の「政治界に対する我党の態度」<sup>4</sup>から見てみよう。この時、桂内閣という藩閥官僚を代表する超然内閣と政友会をはじめとする議會勢力の確執により、議會解散という不安定な政局が現出していた。まず、吉野はこの状況下において、「今や國際の競争益々激烈を現せるの時、内部の紛争に精力を費やすは甚だ国家の不利にして挙国一致精力を集めて外に對するの必要あり」と立論する。<sup>5</sup>そして、立憲制こそこの目的のために存在するのではないかという。

「立憲制度の理想は君民の和衷協同にあり、國民の利益は窮局に於て君主の利益なり、國民の政治的地位斯の如く尊重せられん乎、和衷協同は固より当然の結果たらずんば非ず。立憲制度の目的は国力の統一に在り、既に和衷協同の実を挙げ、国力統一せざらんとするも得んや。立憲制度の國家生活に於ける効用著大なること斯くの如し」<sup>6</sup>

立憲制の意義を「国力統一」に求める論調、立憲制の国家主義的評価は、大正デモクラシー期には見られない、この期の吉野の国家主義的精神のあらわれといえよう。<sup>①</sup>

では、なぜ、立憲制下の日本は不安定な政局に悩むのか。吉野はその因をまず、議会側の責任意識の薄弱に帰した。

「専制政治に在りては政治の中樞独り政府なるが故に、君主は茲に多くの適材を網羅するに便なりと雖も、議會は則ち人民の公選に係る多数者より成るが故に、組織の上に於て必ずしも適材を得べからず、多数なるが故に責任の意識甚だ薄し。又動もすれば激烈なる党争を生じて多数専制の弊を馴致し易し。……国民の參與は即ち国家の大政に參與するや、まさに戦々競々として慎重に自家の権利を行使すべきのみ。而して当今の代議士何ぞその輕薄なるの甚だしきや」<sup>②</sup>

次に、「議會と政府との衝突」を問題とした。

「つらく、近時の情勢を見るに政府は議會を見ること喪心したる醉漢に対するが如く、又議會の政府を見ること継子のダダをこねるが如し。両者互に相敬重せざるの結果は国政の円満を害し政治機關の運用を誤らしめ、ために国力發展の上に於て失ふ所少に非ず」<sup>③</sup>

議会に足場を置かない藩閥官僚（超然）内閣と政党との確執は初期議會以来の最大の憲政運用上の問題であった。吉野はこの歴史的由来をもつ確執の現状に、政局不安の二因を求めめるのみで、大正デモクラシー期のように議院（政党）内閣制確立による問題解決の道を提示しなかつた（というより、提示できなかつた）。吉野はひたすら「政治教育」という啓蒙策を唱えるしかなかつた。

## 二 政党内閣尚早論

初期吉野が政党内閣確立論に踏み切れなかつた理由を検討してみよう。「政界時感」（明治三十六年二月）<sup>10</sup>は、政党の必要性を確認したうえで、政党内閣は将来のこととした政論である。

「政党を以て立憲政治に相伴すべき現象とせば、政党内閣は亦窮極に於て其出現を避くべからず。政党内閣は政党の理想にして立憲政治の極致なることは、現今の政治事情に於ては何人も疑を挿むこと能はざらん」<sup>11</sup>

しかし、吉野は「政党内閣は我国の現時に於て歓迎すべきか」と問い、否定的見解を示した。

「国政を托するに足る有識至誠の士は之を求めて却て党人以外に多きを認め、茲に敢て政党内閣尚早論を唱ふるの已むを得ざるを遺憾とす」<sup>12</sup>

「政党内閣を主張するが如きも実は遠大なる経綸を国政の上に実行せんとするの至誠に出づるのではなく、頭  
要の地位に拠つて利欲を図らんとするの私心に出づるに非らざらんや」<sup>13</sup>

政治家は「遠大なる経綸」に携わる賢人でなければならぬというプラトンの哲人政治論は、吉野の生涯を貫く  
基底音であった（大正デモクラシー期にも、「政治的民本主義は精神的英雄主義と渾然相融するところに憲政の花  
は見事に咲き誇る」といつている）。当時、獵官欲や利欲を節制しえない政党人に、吉野は基本的不信感を抱いて  
いた。<sup>14</sup>

こうして、超然内閣はやむを得ない現象としてしばらくその存在を忍ばざるを得ないとする一方、議会には、国  
政の円滑な運用のためにいたずらな衝突を避けるよう自制を求めた。政党の藩閥官僚政府に対する権力闘争は私情  
と見なされ（桂内閣の地租増徴案に反対した政党に対して吉野は「私情のために国政を弄するもの」と批判した）、  
議会政治確立への歴史的闘争という名分は認められなかつたのである。その背景には、初期吉野の強い帝国主義思  
想があつた。

「帝国主義は現時世界の大勢なり。国力の充実と拡張とを図るは各国生存の必要也。この大勢はこの必要を喚  
び、この必要は必然の結果として政権の統一を促すや急なり。独り怪む、議会政府の紛争のために国政の運用  
を傷ぶり歩一步世界の大勢に後るゝを悟らざることや」<sup>15</sup>

### 三 政党・藩閥へのアムヒバレンス

初期の吉野は、政党内閣を立憲政治の極致としながらも、政党内閣を尚早とし、超然内閣の当分の存在を是認した。その最も大きな理由は、議員（政党内）への、また、その選出にあたる国民への基本的不信であった。その不信を強化していたのは、吉野の賢人政治思想であり、利益政治を軽蔑する「経綸」思想であった<sup>18</sup>。そして、帝國主義的環境の中で国力統一というフェイタルな課題の認識から、政府、議會（政党）の衝突に深い憂慮を抱いていた。吉野は、政党と藩閥官僚に対して信・不信のアムヒバレンスをもつて評価していたといえる。初期吉野の統括的憲政論ともいえる「本邦立憲政治の現状」（明治三十八年二月）は、内閣制について次のように結論を表明した。

「吾人は所信を簡単に白状すれば、予は固より閥族従来の罪過を認めざるに非れども、議會の見識に就ては猶大に疑懼を抱くを以て、寧ろ猶未だ済々たる多士を網羅する閥族に一步を譲り、暫く超然内閣制の継統を許さんと欲するも、彼等従来の態度は徒らに民論を束縛して政治勢力の普及を妨げんとするものありしを如何せん。吾人は殆んど策の出づる所を知らざる也。責任内閣制とするも弊あり超然内閣制とするも弊あるを以て也」<sup>19</sup>

こうして吉野は、内閣制度についての「建築立言」を止めるとまで述べるにいたった。

しかし、この論文は、「藩閥一系の頑迷を論し、主民主義の軍門に脱せしめ、議員を警告して大に自重自愛する所あらしめ、併せて彼の啓蒙と此の悟達とにより二者相待ちて責任内閣制に到達せしむるの態度に出でんことを欲

す」と結んでゐる。議会在内閣を監督する（逆に言えば内閣が議会对して責を負う）責任内閣こそ立憲制下の内閣の在り方であるという主張は初期吉野においても確認されていたのである。ただ、大正デモクラシー期のよう、責任内閣の本領は政党内閣において發揮されるとまでは言わなかつた。政党内閣は責任内閣の「一変態」という認識であつた。政党への信・不信のアムピバレンスのあらわれであらう（不信が強かつた）。政党内閣が効果を収めるには、国家有用の人材がごとく政党に集まることを必要とするとしており、そうでない場合はかえつて「国家の一大深憂」となるというのである。

#### 四 普選への否定的見解

大正デモクラシー期の民本主義の基本システムは、議会对による政府監督、民衆による議会監督という二重構造を成してゐた。初期吉野の憲政論でも、すでにこの基本構造が立憲制度の仕組みだと明確にされてゐた。異なるのは、大正期には、議会对による政府監督の実現が政党内閣に託され、民衆による議会監督が普選に託されたが、初期にはそこまで踏み切つた主張がなされなかつたことである。初期吉野は、民衆の政治的能力という観点から、財産による制限（制限選挙）を是認し、選挙権の拡張には消極的であつた。ここでは、社会主義者の普選論を駁した「普通選挙請願運動の概を読む」（明治三十七年十二月）を見てみよう。普選運動は、日清戦争後、明治三十年代にはじまるが、当時は知識人、ジャーナリスト、社会主義者、政界人の一部からなる啓蒙運動にとどまり、大正期のように一般市民、学生、労働者を巻き込む大衆社会運動にまでは発展しなかつた。



「選挙権の納税資格を設けること現行選挙法の如くなれば、議会が必しも一般平民の利益を代表せざるべし」といふは可なり。然れども選挙権を普く一般人民に認めればとて直ちに平民議会の確立を見るべしと云ふは不可也。普選選挙によりて平民議会の確立を見るには、其前提条件として一般平民に議会を制掣監督するを得るの能力あるを要し、議員をして正當に自家の意思を発表せしむるの實力あるを要す。議員が選挙者を支配するに非ず、選挙者が議員を支配するに至らざるべからず、選挙者にして此見識此能力なくんば普選選挙は偶以て選挙の弊を一層甚しからしめんのみ。……現今の人民が概して目前の利害に依りて選挙を決し、運動費の多寡が当選落選の岐るゝ所たるが如き状態に在りては、普選選挙の下に於て議員となる者亦富有なる地主資本家に多かるべしと想像するの理由あり」<sup>27)</sup>

目前の利害により投票する人民は、議員を監督することはできない、普選は運動費を高めるばかりだといふのである。そして、今は「一般民衆を教導して以て彼等に政治的能力を附與す」べきだと説いた<sup>28)</sup>。目前の利害とは、次の一文が暗示する買収、饗応を指すのだろう。

「之は市会議員選挙の話なるが去秋関東の某大都市に於て市会議員補欠選挙のありしとき、他に競争者なく某氏の一人舞台となりしかば、一般公民は為めに何の物質的利益をも得るに由なければとて棄権せしもの八割の多きに及びしと云へり。是れ只一例のみ。何の利益もなき時には棄権するを憚らざる臣民が、何故に国会議員の際にのみ挙りて選挙の権利を行使するや」<sup>29)</sup>

大正期には、選挙権が限られていれば、腐敗手段が無遠慮に行われるが、選挙権が極端まで拡がれば買収など仕切れなくなる、と見方を転換する<sup>⑧</sup>。大正期にも選挙腐敗、選挙干渉はあとを絶たなかった（だから、吉野は民主主義の本義を説く前に「国民一般の知徳」を問題にした）が、日露戦争後の国民の政治意識の昂まりは、もはや、民衆の知徳の不足を理由に選挙権拡張に反対する初期吉野の論理を時代錯誤のものとしたのである。

## おわりに

初期吉野は、民衆・政党の政治能力に不信を抱き、政党内閣、普選の当面における実現に反対した。しかし、民衆による議会監督、議会による政府監督という憲政の本義の捉え方は大正期民主主義と同じであり、普選に関して「結局達すべき目標」とされていた。

ここで大正期における思想修正の背景を検討して稿を閉じよう。

第一に、日露講和条約反対運動（明治三十八年九月）、第一次憲政擁護運動（大正元々二年）を経た国民の政治意識の覚醒である。両運動とも桂内閣に向けられた国民的反政府運動として展開した。ことに後者は「憲政擁護閥族打破」をスローガンとして掲げ、桂内閣を総辞職に追い込んだ。「閥族」による超然内閣はかつての権威を失い、政党がそれにとつて代わろうとしていた（象徴的にも、護憲運動の立役者、尾崎行雄と犬養毅は「憲政の神様」とはやしたてられた）。このような時代、初期吉野のような賢人政治の論理によって藩閥官僚（有識至誠の士が多いと評価されていた）政府（超然内閣）を擁護できなくなつたのである。不信はあつても、政党内閣確立に踏み切らざるを得なかつたであらう。

普選論への転換も決して民衆への不信が解消されたからではなかった。民衆の政治教育は依然として、吉野が力説した課題である。しかし、民衆の覚醒した政治意識は、このような課題の解決を見てからの選挙権拡張という主張を許さないほど尖鋭化していた。だから、吉野は政治教育と選挙権拡張をセットにしたのである。選挙権拡張は政治教育にも役立つという論法がそれである。<sup>(1)</sup>

第二に、制度論的視点の強化である。立憲政治下における、国民や議員のモラル確立を初期吉野は強調した。国民の議会監督、議会の政府監督という憲政の本義を完からしめるモラルである。大正期にはさらに、制度的視点から憲政有終の美を済す途を論ずるにいたった。

たとえば、議員が政府を十分監督できず、逆に政府に買収される醜態は、初期吉野によって俎上に置かれたが、この問題は、大正期には、議院内閣制の確立によるシステムの解決が図られることになる（多数党が政府の基盤であれば、議員買収は必要ない）。

システムの視点は、賢者といえども少数政治という密室政治の中で腐敗を起すという現実認識にも負っていた。多数政治（議会政治）による腐敗抑制という視点がそこから導かれたのである。<sup>(2)</sup>

普選選挙も、国民の選挙モラルの向上を目的とした制度として認識されていたことはすでに述べたところである。

注

- (1) 吉田博司「平和文化の使者——吉野作造——」『キリスト教と諸学』一九号、二〇〇三年十二月。
- (2) このことはすでに、清水靖久「解説」吉野作造の政治学と国家観（『吉野作造選集1』中央公論社、一九九五年）に

おいて次のように明解に指摘されている。「吉野は、一九〇五年にすでに主民主義を主張しているが、その強いナショナリズムゆえに、普通選挙も政党内閣も肯定できなかった」(三八四頁)。

- (3) 『新人』創刊号の例言には、「新人」は宗教道徳の時論を切議するのみならず政治に渉らざる限り社会の諸問題に就き公平なる批評を試む可し、とある。田中真人『新人』の意義と性格(同志社大学人文科学研究所編『新人』『新女界』の研究——二〇世紀初頭キリスト教ジャーナリズム)人文書院、一九九九年)によれば、『新人』は保証金が小額ですむ「時事」を論じない雑誌であることを選択したために、その論評にあたっては「政治に渉らざる」との限定をしなければならなかった(一三三頁)。実際には多くの政論が掲載された。

(4) 吉野作造「政治界に対する我党の態度」『新人』第四卷第一号、明治三十六年一月。

(5) 同右、三九頁。

(6) 同右、同頁。

(7) 初期吉野の国家主義的傾向は「日本民族の精神的自覚」(『新人』第六卷第七号、明治三十八年七月)に露骨に表現されている。「日本人は独り露国と戦って勝ち得るを疑はないのみならず又実に世界の何れの国と戦っても負けなまいと云う大自信を有するに至ったと思ふ」(五三三頁)。

(8) 前掲「政治界に対する我党の態度」、三九頁。

(9) 同右、三九—四〇頁。

(10) 吉野作造「政界時感」『新人』第四卷第二号、明治三十六年二月。

(11) 同右、三二頁。

(12) 同右、三三頁。

(13) 同右、同頁。

(14) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」(『中央公論』三十一年一号、一九一六年一月)『吉野作造選集2』所収、五二頁。

(15) 吉野は藩閥官僚の巨頭伊藤博文の政友会結成に馳せ参じた党人の心事について、次のように懐疑的である。「彼等の中には夙に政党内閣を夢み局長の椅子にありつかんなどの空望のためにのみ十年一日の如く党事に執掌し来りしもの

- もあり。要するに政府の官職を得んとの希望は彼等の胸中に鬱勃たりしなり」(吉野作造「政党進化論」『新人』第五卷第四号、明治三十七年四月、三〇頁)。
- (16) 前掲「政界時感」、三五頁。
- (17) 同右、三六頁。
- (18) 吉野の利益政治への根強い反感は、大正期に持ち越され、地盤政策批判の形をとって表出した。吉田博司「大正デモクラシーと普通選挙運動」(寺崎修編著『近代日本の政治』法律文化社、二〇〇六年)、一四三―一四四頁参照。
- (19) 吉野作造「本邦立憲政治の現状」『新人』第六卷第二号、明治三十八年二月、二二頁。
- (20) 同右、同頁。
- (21) 吉野作造「本邦立憲政治の現状」『新人』第六卷第一号、明治三十八年一月、一七頁参照。
- (22) 同右、同頁。
- (23) 同右、一八頁。
- (24) 吉野作造「選挙権拡張の議」(『新人』第五卷第二号、明治三十七年十二月)は、「政治能力の多少は大体に於て財産の多少と正比例すべき」(三四頁)としている。
- (25) 吉野作造「普通選挙請願運動の檄を読む」『新人』第五卷第一二号、明治三十七年十二月。
- (26) 前掲「大正デモクラシーと普通選挙運動」『近代日本の政治』、一三一―一三三頁。
- (27) 前掲「普通選挙請願運動の檄を読む」、三二―三三頁。
- (28) 同右、三三頁。
- (29) 前掲「本邦立憲政治の現状」『新人』第六卷第二号、一七一―一八頁。
- (30) 前掲「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」『吉野作造選集2』、七一頁。
- (31) 同右、同頁。
- (32) 同右、五〇―五一頁。